

岐阜県公報

号外(一) 令和五年一月四日

目次

告示

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正

(法務・情報公開課)

ページ 一

岐阜県教育委員会告示

岐阜県人事委員会告示

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱の一部改正

(法務・情報公開課)

ページ 一

告示

岐阜県告示第一号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示(平成七年岐阜県告示第二百十六号)の一部を次のように改正する。

令和五年一月四日

岐阜県知事 古田 肇

別表一情報科学芸術大学院大学入学試験の項、職員採用試験(看護師、保健師その他の任命権者委任職種)の項、准看護師試験の項、製菓衛生師試験の項、主任計量者試験の項、職業能力開発校入校生選考試験の項、林業士認定試験の項及び岐阜県地域森林監理士認定試験の項中「運転免許証等」とを「個人番号カード等」に改め、同表注第三号中「運転免許証等とは」とは、「個人番号カード等」とは、個人番号カード」に改める。

岐阜県告示
岐阜県教育委員会告示
岐阜県人事委員会告示

岐阜県

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県人事委員会

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱

平成七年岐阜県教育
岐阜県人事
岐阜県人
事

岐阜
県
委員会告示第一号
の一部を次のように改正する。
委員会

令和五年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県教育委員会 教育長 堀 貴 雄

岐阜県人事委員会 委員長 栗 山 知

委員 長 栗 山 知

第四条第一項中「個人情報総合窓口」の下に「県庁舎一階の情報公開・行政相談窓
口をいい」を加える。

第七条第二号中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

別記第二号様式中「運転証」を「個人番号カード・運転免許証」に改める。

附 則

この要綱は、令和五年一月四日から適用する。

令和五年一月四日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
号
岐 阜 県 庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
一
岐 阜 文 芸 社